

議案第 22 号

大田原市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例

大田原市自転車の安全な利用に関する条例（令和元年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年を現に監護するものをいう。

第6条第4項を次のように改める。

- 4 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

第10条を削る。

第9条の見出し中「教育」の次に「等」を加え、同条中「を行うものとする。」を「の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

- 2 学校の設置者及び学校長は、その児童、生徒又は学生に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

第8条を第9条とする。

第7条第4項を次のように改める。

- 4 事業者は、その事業活動において従業員が自転車を利用するときは、当該従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

第7条第4項の次に次の1項を加え、同条を第8条とする。

- 5 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

第6条の次に次の1条を加える。

（保護者の責務）

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

- 3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

- 4 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、

当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

第11条中「自転車の安全な利用に関する声かけ及び助言」を「乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について、声かけ及び助言」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第2項を削り、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供）

第12条 市は、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他関係団体と連携し、自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性に関する情報の提供及び助言を行うものとする。

2 学校の設置者及び学校長は、自転車を利用する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項、第7条（同条第4項及び同条を1条繰り下げる部分を除く。）及び第6条の次に1条を加える（同条第1項から第3項までを除く。）改正規定は、同年7月1日から施行する。